

京都市告示第 574号

京都市建築基準法施行細則第15条第1項第5号に規定する市長が定める敷地について、次のように定めます。

なお、これに伴い、平成25年京都市告示第279号は廃止します。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

- 1 京都市建築基準条例第43条の5の規定により市長が指定した特定通路に2メートル以上接する敷地（建築基準法（以下「法」という。）第43条第1項本文の規定に適合しているものを除く。）であって、同項の規定による法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請があったものとみなす建築物の敷地及び特定通路と道路に接する敷地であって、当該特定通路が幅員4メートル未満である場合は当該特定通路の中心から水平距離2メートル後退した線（当該通路がその中心から水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の特定通路の側の境界線から水平距離4メートル後退した線）を敷地境界線とした敷地のうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 特定通路が屈曲する角又は特定通路と特定通路若しくは道路が交わる角（内角が135度を超えるものを除く。）にある敷地であって、敷地の境界線の全長の4分の1以上がこれらの特定通路又は道路に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの
    - ア 各特定通路又は各道路の幅員がいずれも5.5メートル以上で、その合計が14メートル以上であるもの
    - イ 敷地面積が200平方メートル以下であるもの
  - (2) 敷地の境界線の全部が特定通路に接する敷地又は敷地の境界線の全部が特定通路と道路に接する敷地であって、これらの特定通路又は道路のうちいずれかの幅員が8メートル以上であるもの
  - (3) 間隔が20メートル以下の2の特定通路にはさまれた敷地又は特定通路と道路にはさまれた敷地で、敷地の境界線の全長の4分の1以上がこれらの特定通路又は道路に接し、かつ、敷地面積が500平方メートル以下であるもの

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)